

【熱海海見える病院 入院患者の面会に関する規定】

1. 目的

本規定は、入院中の患者に対する家族等の面会について、患者の療養環境の維持および感染対策に配慮しつつ、正当な理由なく面会を制限しないことを目的とする。

2. 基本方針

当院は、入院患者と家族等との交流が療養上重要であることを踏まえ、面会は可能とする。ただし、患者の病状、治療上の必要性、感染対策等の観点から、やむを得ず制限を行う場合がある。

3. 面会時間

面会時間は 13 時から 19 時までとする。

ただし、患者の病状や診療上の都合により、個別に調整する場合がある。

4. 面会者の範囲

面会は家族、親族および患者が希望する者とする。

5. 面会時の遵守事項

面会者は以下の事項を遵守するものとする。

- (1)発熱、咳嗽、下痢等の感染症状がある場合は面会を控えること
- (2)院内では手指衛生および必要に応じマスク着用を行うこと
- (3)他の患者の療養環境に配慮すること
- (4)面会簿への記載への協力

6. 面会制限

以下の場合には、必要最小限の範囲で面会を制限または中止することがある。

- (1)感染症の発生または流行が認められる場合
- (2)患者の病状により安静または治療上の制限が必要な場合
- (3)その他、医療安全および療養環境の維持のため必要と認められる場合
- (4)中学生以上の方。大人数の場合は順番にお願いする場合がある

なお、制限を行う場合は、その理由を患者および家族等に説明する。

7. 特別な配慮

終末期等、患者の状態に応じて特別な配慮が必要な場合は、柔軟に面会対応を行う。

附則 本規定は令和 8 年 6 月 1 日より施行する。